

令和2年  
第3回多摩市議会  
定例会

議員提出議案

多摩市議会

議員提出議案第7号

コロナ禍の教訓をもとに保健所機能を高めることを求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年9月30日

提出者	多摩市議会議員	橋本 由美子
賛成者	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	三階 道雄
同	同	折戸 小夜子
同	同	いいじま文彦

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## コロナ禍の教訓をもとに保健所機能を高めることを求める意見書

今回の新型コロナウイルス感染症拡大の中で、公衆衛生対策の重要性が見直されるとともに、その役割を果たすべき保健所が突然の感染症に十分耐えられない状況であることが明白になりました。

全国の保健所は1992年には852カ所でしたが、1994年に成立した「地域保健法」を根拠にして統廃合が進められ現在は469カ所となっています。多摩地域の現状も、この間の統廃合でかつて31カ所あった保健所が7カ所に減らされ、複数の市をまたがった広域を所管する状態になり、南多摩では42万人以上、府中では100万人以上を一つの保健所でカバーしています。本年3月から、特に緊急事態宣言が発令されてからは、「電話をいくらかけてもつながらない」など、住民の不安は高まり、一方、そこで働く医師や保健師、事務職員は心身ともに疲弊し、一番取り組みたい「感染予防対策」にあたることもできなかったそうです。もし、地震や風水害などの災害が起これば、緊急医療の確保や避難所の感染症予防や栄養支援、心のケアなども担うのが保健所の役割であり、保健所の増配置や職員体制の充実喫緊の課題です。

また、多摩市のように保健所設置をしていない自治体は、地元の感染状況も把握できない事態も生まれました。

新型コロナウイルス感染症の拡大は終息したわけではありません。今後も新たな感染症がいつどこで発生するかわかりません。大規模災害も予測されています。住民の命と暮らしを守るために、国として保健所機能強化に向け財政対策も含めた対策をとることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 藤原マサノリ

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

議員提出議案第 8 号

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 3 0 日

提出者	多摩市議会議員	本間 としえ
賛成者	同	安齊 きみ子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	折戸 小夜子
同	同	いいじま文彦

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け全国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、真に自治体や住民にとって必要な対策が講じられるよう改善・拡充し、更なる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 藤原マサノリ

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

内閣府特命担当大臣（防災）・国土強靱化担当大臣 殿

総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
国土交通大臣 殿

議員提出議案第9号

予防接種施策を国において全国一律に実施するよう求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年9月30日

提出者	多摩市議会議員	松田だいすけ
賛成者	同	安齊 きみ子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	三階 道雄
同	同	折戸 小夜子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 予防接種施策を国において全国一律に実施するよう求める意見書

平成 25 年 4 月に予防接種法が一部改正され、段階的にワクチンの定期接種化が進められている。平成 28 年度までに 6 ワクチンが定期接種化され、令和 2 年度現在 13 ワクチンが定期接種化され、おたふくかぜについても定期接種化の方向が検討されている。

各自治体で実施している予防接種事業のうち定期接種に係る費用は国が交付税措置をとっている。そのため、地方交付税の交付される自治体は予防接種事業の定期接種に国から地方交付税を費用の 9 割予算措置されている。一方で地方交付税の不交付団体である自治体は予防接種事業に係る費用を一般財源から全額負担している現状である。

前述したようにワクチンの定期接種化は対象が拡大されてきているため、定期接種化に伴い生じる財政負担の拡大が、不交付団体における財政運営の持続可能性を妨げるものとして懸念される。

また予防接種施策は、感染症対策の基盤をなすものであることから、国の責任において全国一律に実施されるべきものである。ついては、定期の予防接種の実施に係る経費は地方交付税によらず国の責任において必要な財源を確保するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 藤原マサノリ

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

国税庁長官 殿

議員提出議案第10号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により  
別紙のとおり提出する。

令和2年9月30日

提出者	多摩市議会議員	安齊 きみ子
賛成者	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	三階 道雄
同	同	折戸 小夜子
同	同	いいじま文彦

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 藤原マサノリ

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

経済産業大臣 殿

経済再生担当大臣 殿

まち・ひと・しごと創生担当大臣 殿